

中種子町男女共同参画プラン

令和7年3月

中種子町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 計画の位置づけ.....	1
4. 関連計画との整合.....	2
5. 計画策定体制.....	2
6. 男女共同参画を取り巻く社会的背景.....	2
7. SDG sの視点を踏まえた計画.....	4
第2章 町の状況.....	5
1. 人口・世帯の状況.....	5
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移.....	5
(2) 世帯数・平均世帯人員の状況.....	6
2. 就労の状況.....	7
(1) 就業人口の状況.....	7
(2) 産業別の就業状況.....	8
(3) 女性の年齢別労働力率.....	9
3. 男女共同参画の状況.....	10
(1) 審議会等における女性の登用率.....	10
(2) 女性管理職の状況.....	11
4. これまでの主な取り組み.....	12
5. 対応すべき課題.....	15
(1) さらなる男女共同参画の意識向上.....	15
(2) 女性の活躍促進とワーク・ライフ・バランスの実現.....	15
(3) 男女共同参画を阻害する暴力の根絶.....	16
第3章 基本理念と基本目標.....	17
1. 基本理念.....	17
2. 基本目標.....	17
3. 施策体系.....	18
第4章 施策の展開.....	19
基本目標1 誰もがお互いを認め合う地域づくり.....	19
1-1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくりの推進.....	19
(1) 人権尊重の意識づくり.....	19
(2) 男女共同参画の意識啓発.....	20
1-2. 学びの場における男女共同参画の推進.....	21
(1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進.....	21
(2) 多様な社会教育機会の充実.....	22
基本目標2 誰もが活躍できる地域づくり.....	23
2-1. 女性が活躍できる基盤づくりの推進.....	23
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進.....	23
(2) 女性の人材育成支援.....	24
2-2. 働く場における男女共同参画の促進.....	25
(1) 雇用の機会均等と待遇の確保の促進.....	25

(2) 働き続けやすい職場づくりの促進.....	25
2-3. ワーク・ライフ・バランス実現の促進.....	27
(1) 仕事と子育て・介護の両立への支援.....	27
(2) 男性の家事・育児等への参画促進.....	28
2-4. 地域社会における男女共同参画の促進.....	29
(1) 地域活動等における男女共同参画の促進.....	29
(2) 防災分野における男女共同参画の推進.....	30
基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる地域づくり.....	31
3-1. あらゆる暴力を根絶する地域づくりの推進.....	31
(1) 暴力を許さない意識づくり.....	31
(2) 安心できる相談・支援体制づくり.....	32
3-2. 生涯を通じた健康づくりの支援.....	33
(1) 世代に応じた健康づくりの支援.....	34
(2) 母子保健の充実.....	34
3-3. 誰もが安心できる地域づくりの推進.....	35
(1) 地域福祉の推進と生活支援の充実.....	35
(2) ボランティア活動の支援.....	36
(3) 誰もが暮らしやすい地域づくりの推進.....	36
第5章 計画の推進に向けて.....	37
1. 庁内推進体制の充実.....	37
2. 国・県等との連携の推進.....	37
3. 住民、事業者などとの協働による推進.....	37
4. 計画の進行管理.....	37
資料編.....	38
1. 中種子町男女共同参画プラン策定委員会.....	38
(1) 中種子町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱.....	38
(2) 策定委員会委員名簿.....	39
2. 用語解説.....	40

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

少子高齢化、そして人口減少社会を迎える中で、経済成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、誰もが対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの能力を発揮することが不可欠となっています。

国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、「～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を目標に、男女共同参画社会の形成として目指すべき社会の将来像が示されました。

鹿児島県においても、令和5年3月に「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会、誰もが安心して暮らすことができる地域社会」を目標に、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い取り組みを推進していくこととしています。

本町においては、平成27年3月に策定した「中種子町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた施策に取り組んできました。

このたび、令和6年度での計画期間の終了に伴い、この間の社会経済情勢の大きな変化や、国、県の計画を踏まえ、地域特性に応じた「中種子町男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」）を策定します。

2. 計画期間

本プランの計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

3. 計画の位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」（市町村男女共同参画計画）として位置づけられます。

また、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）として位置づけることとします。

さらに、本プランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」）第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含する計画とします。

4. 関連計画との整合

男女共同参画社会の形成は本町における重要施策の1つであるため、本町における取り組みの継続性を保てるように、「第6次中種子町長期振興計画（令和3年～令和12年）」との整合を図りつつ、本プランをもとに男女共同参画の視点を反映させていくとともに、関連する分野別の個別計画との整合にも配慮するものです。

5. 計画策定体制

計画策定においては、多様な意見を踏まえた計画となるよう、学識経験者、関係機関・団体の代表、住民等で組織された「中種子町男女共同参画プラン策定委員会」において、本プラン策定にあたっての意見交換及び審議を行います。また、広く住民等から意見を聴取し、本プランに反映させるため、パブリックコメントを実施します。

6. 男女共同参画を取り巻く社会的背景

本プランの策定において踏まえるべき、男女共同参画に関する法や制度等の近年の動向は以下のとおりとなっています。

①第5次男女共同参画基本計画

国の第5次基本計画（令和2年12月閣議決定）では、

- ◎男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ◎男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ◎仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ◎あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

の実現を目指し、男女共同参画社会の形成の促進を図るとしています。

②第4次鹿児島県男女共同参画基本計画

県の第4次鹿児島県男女共同参画基本計画（令和5年3月）では、次の6つの重点目標を設定しています。

- ①男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進
- ②誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- ③生涯を通じた健康支援
- ④男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ⑥男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

③女性活躍推進法の施行

女性活躍推進法（平成28年4月施行）により、地方公共団体には推進計画の策定、労働者301人以上の事業所には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務付けられました。また、令和元年の改正により、令和4年から労働者が301人以上から101人以上の事業主に対象が拡大されています。

④子育て支援と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のさらなる推進

「子ども・子育て支援法」等に基づく新制度では、幼児期の学校教育・保育を質量ともに確保し、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。また、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」のさらなる推進が求められています。

⑤配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

DV防止法の改正（令和元年6月）が行われ、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化が図られています。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」）の改正（平成28年12月）が行われ、さらに厳密な防止・規制が図られています。

⑥男女雇用機会均等法の改正

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法」）の改正（平成28年3月）があり、マタニティ・ハラスメントへの予防等についての内容が盛り込まれました。

⑦防災計画等における男女共同参画の視点

避難所における女性や子育て家庭などへの配慮、応急仮設住宅等における心のケアなど、国の第4次計画より「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」、「防災・復興の現場の男女共同参画」が組み込まれました。

⑧育児・介護休業法の改正

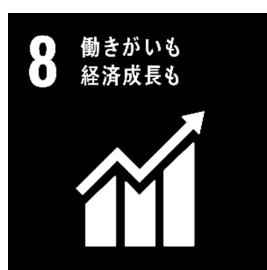
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」）の改正（令和3年6月）により、男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休（出生時育児休業）制度の創設や雇用環境の整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われました。

7. SDGsの視点を踏まえた計画

SDGsでは、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

本プランでは、主に「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、4つの目標達成を目指します。

▼主に関連するSDGsの目標

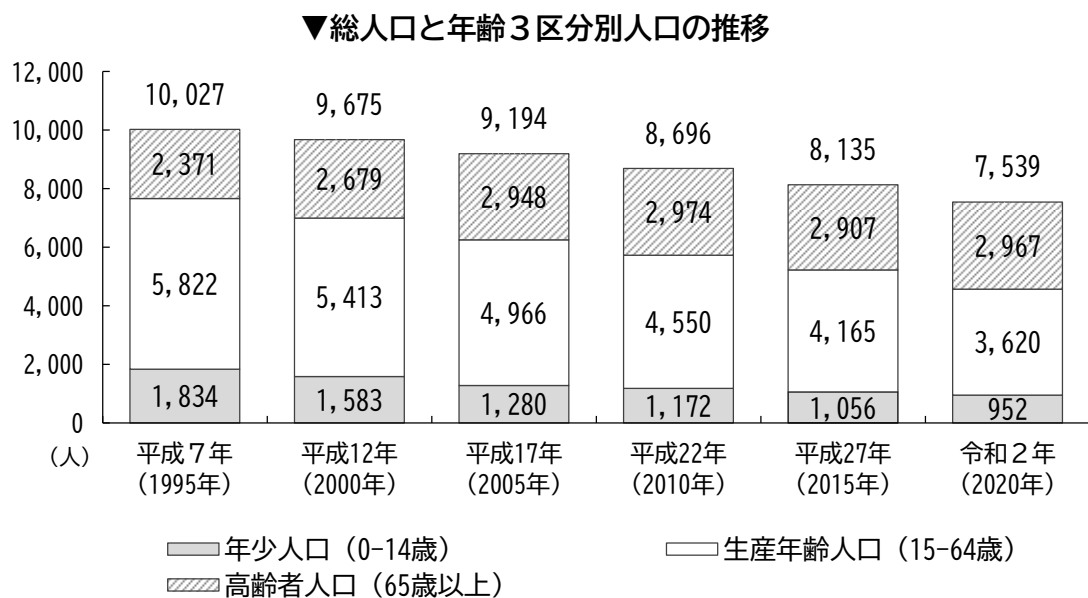


第2章 町の状況

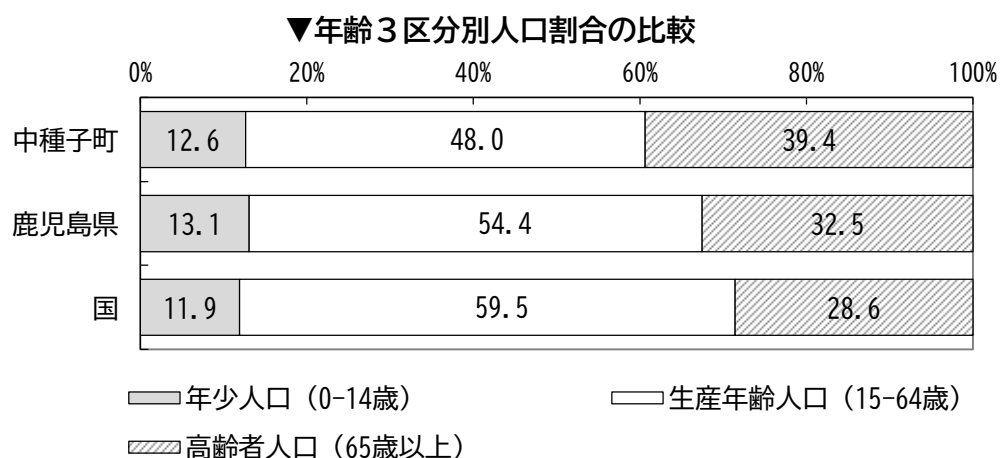
1. 人口・世帯の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、平成7年の10,027人から減少傾向で推移しており、令和2年には7,539人となっています。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は平成27年に一度減少しましたが、令和2年に増加しています。なお、令和2年の高齢化率は39.4%となっており、国（28.6%）、県（32.5%）を上回ります。



資料：総務省「国勢調査」。平成27年の総人口には年齢不詳7人を含む。



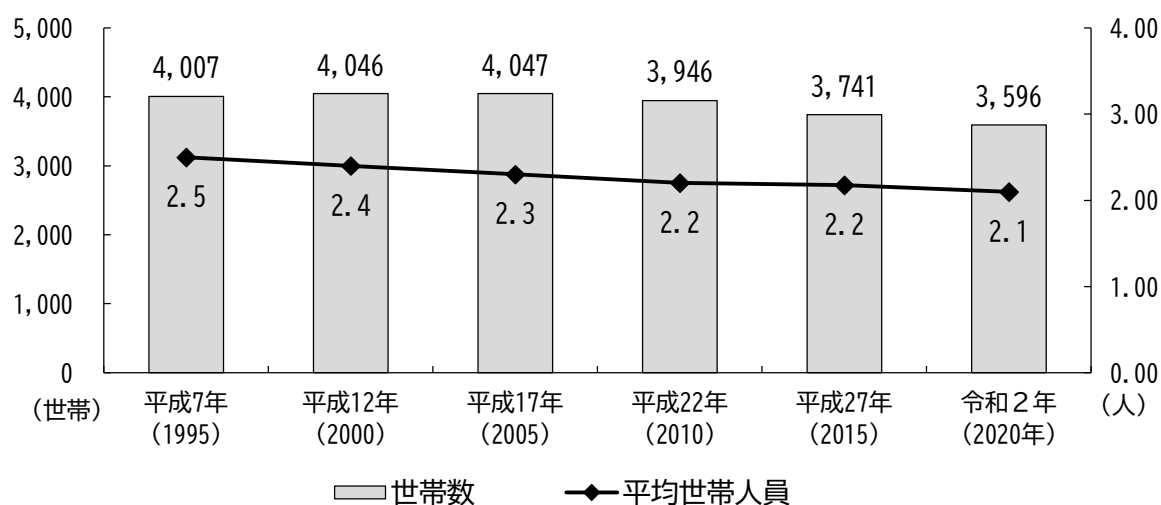
資料：総務省「令和2年国勢調査」。

(2) 世帯数・平均世帯人員の状況

世帯数をみると、平成17年の4,047世帯から、令和2年の3,596世帯へと減少傾向で推移しています。また、平均世帯人員は、平成7年には1世帯あたり2.5人でしたが、核家族化や単独世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、令和2年には1世帯あたり2.1人となっています。

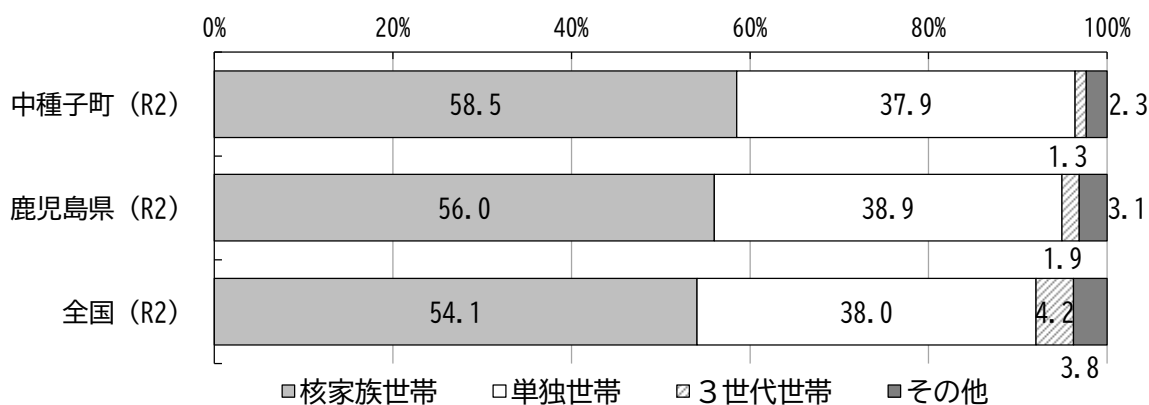
令和2年国勢調査で世帯の家族類型の割合をみると、本町は国、県より核家族世帯の割合が多く、3世代世帯の割合が少なくなっています。

▼世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」。

▼世帯の家族類型の比較



資料：総務省「令和2年国勢調査」。

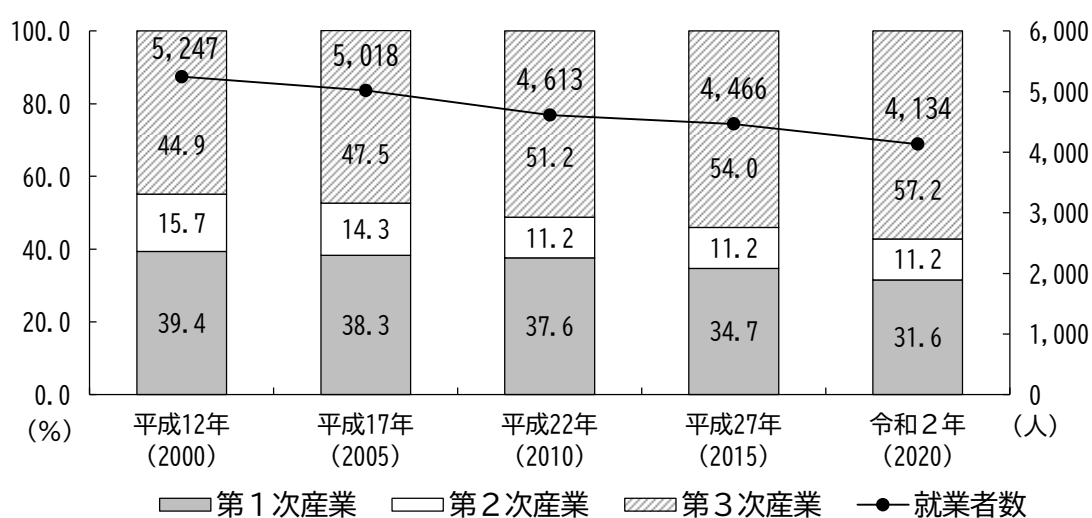
2. 就労の状況

(1) 就業人口の状況

就業人口の推移をみると、平成7年の5,247人から減少傾向で推移し、令和2年では4,134人となっています。

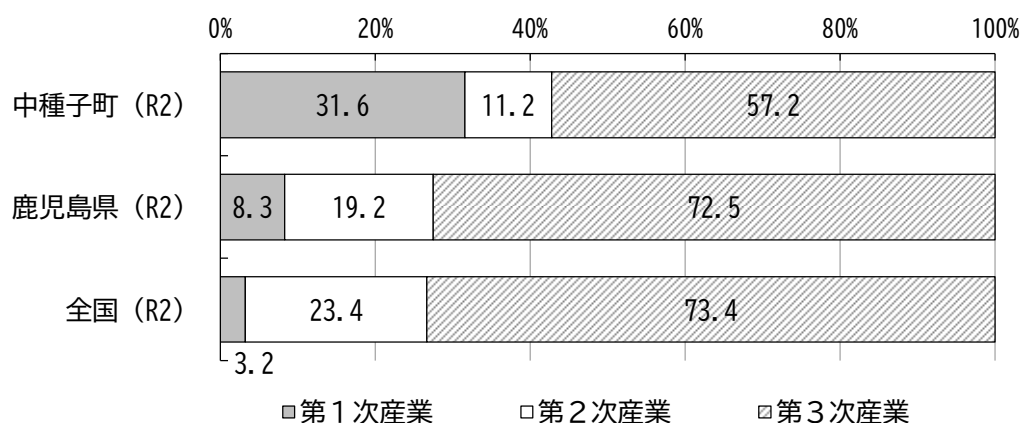
また、産業3区分別の就業人口割合をみると、令和2年では第1次産業が31.6%、第2次産業が11.2%、第3次産業が57.2%となっており、第1次産業の割合が国、県を大きく上回ります。

▼就業人口の推移



資料：総務省「国勢調査」。令和2年の割合は不詳補完結果

▼産業別就業人口割合の比較

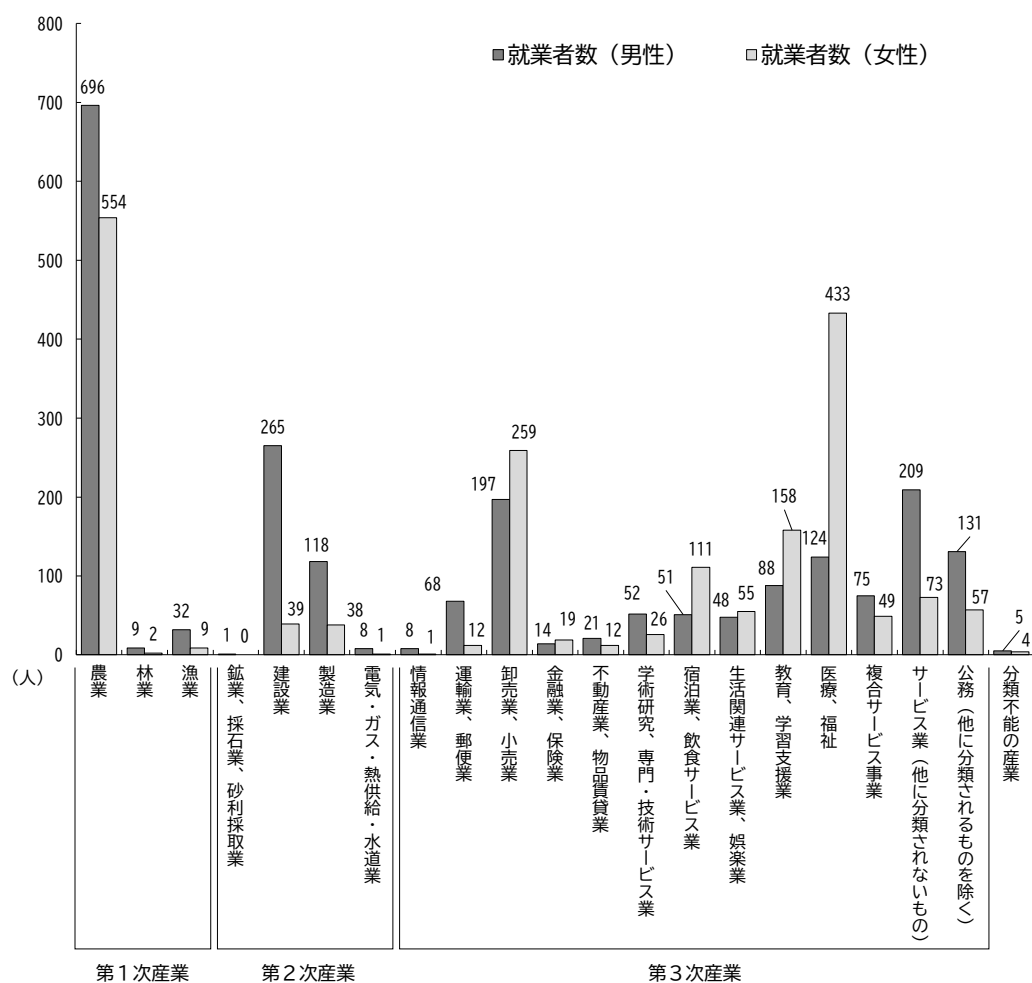


資料：総務省「令和2年国勢調査」。割合は不詳補完結果。

(2) 産業別の就業状況

産業別の就業人口を令和2年国勢調査でみると、男性では「農業」が他を大きく引き離して最も多く、次いで「建設業」、「サービス業」、「卸売業、小売業」が続きます。女性では「農業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」が続きます。

▼産業別の就業状況

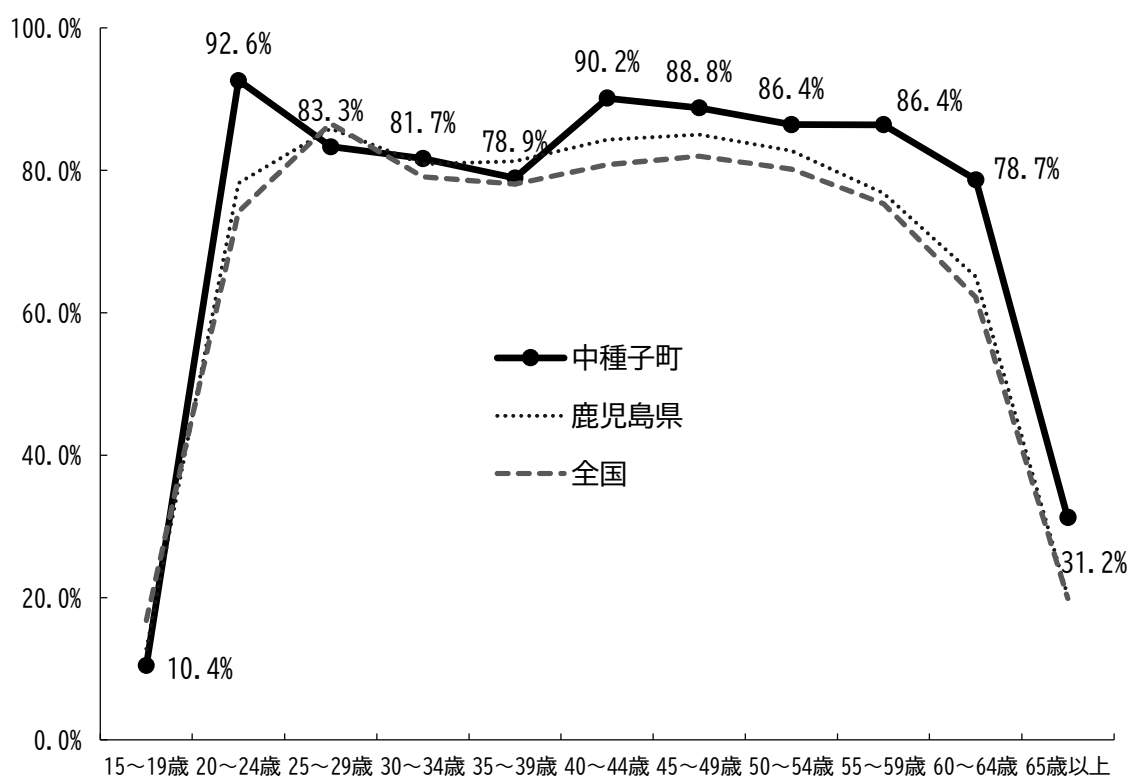


資料：総務省「令和2年国勢調査」。

(3) 女性の年齢別労働力率

本町における年齢5歳階級別の女性労働力率をみると、各年齢層の労働力率は国・県よりおおむね高いものの、20代後半から30代の結婚・出産・子育て期に労働力率がいったん低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

▼女性の年齢別労働力率の比較



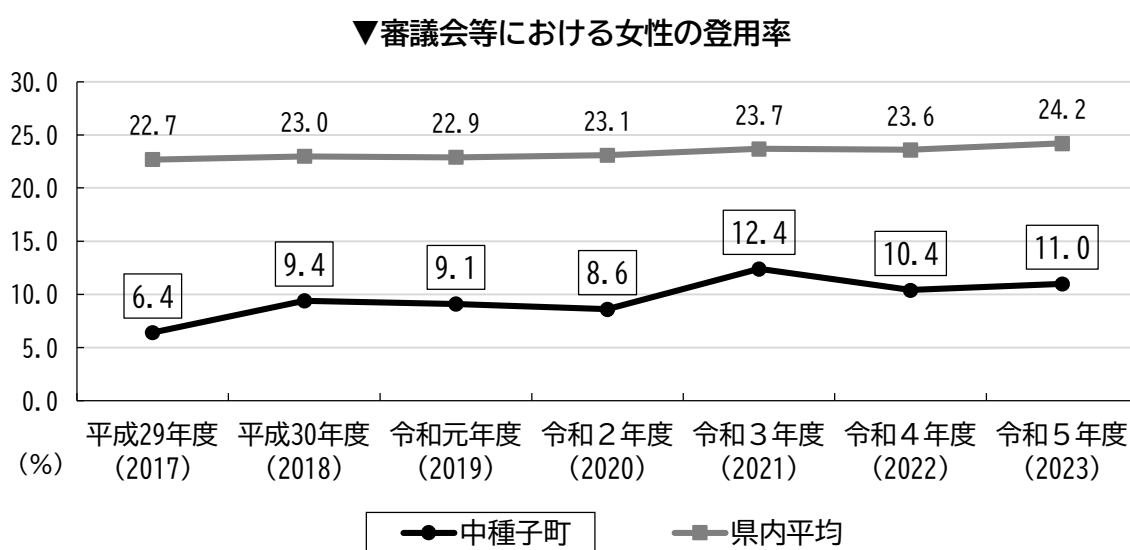
資料：総務省「令和2年国勢調査」。

3. 男女共同参画の状況

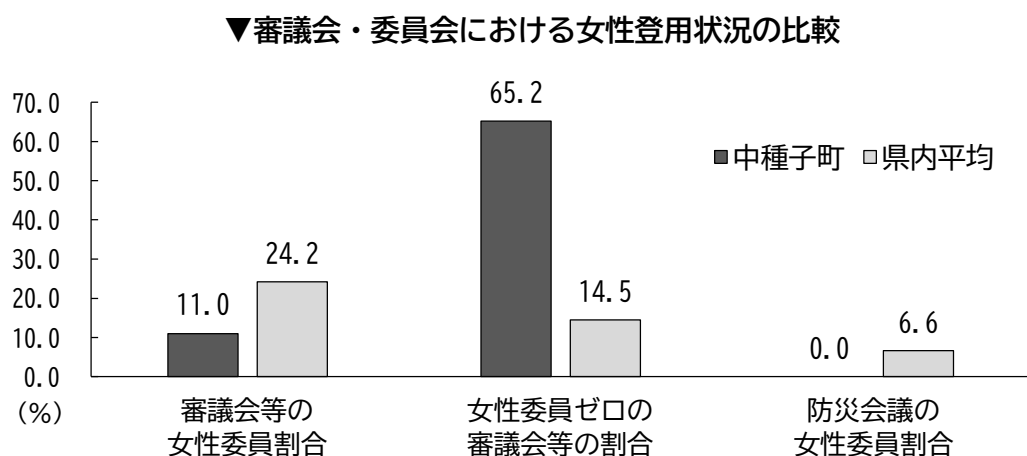
(1) 審議会等における女性の登用率

本町の審議会等への女性の登用率は、平成29年度以降、微増傾向で推移しており、令和5年度で11.0%となっています。なお、国の第5次計画における市町村の目標値は40%となっています。

また、審議会、委員会における女性の登用状況をみると（令和5年4月1日現在）、本町は審議会等の女性委員割合、防災会議の女性委員割合が県平均を下回る一方、女性委員ゼロの審議会等の割合が県平均を大きく上回ります。



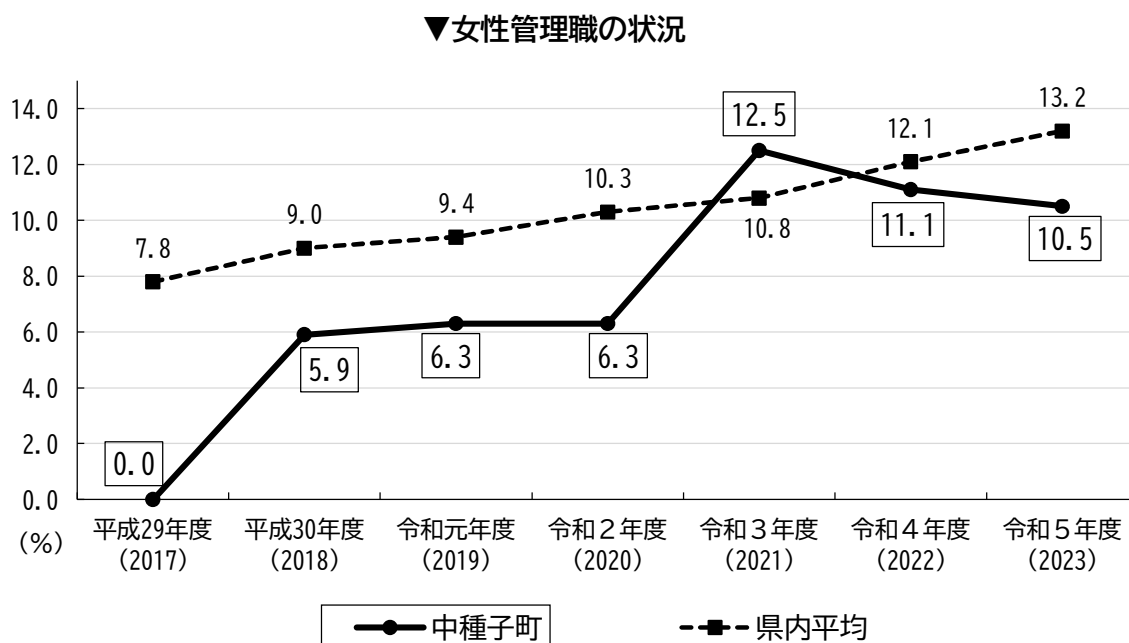
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」。
「審議会等」は地方自治法202条の3に基づく審議会（各年4月1日現在）。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和5年4月1日現在）。

(2) 女性管理職の状況

本町の管理職への女性職員の登用率は、平成 29 年度の 0.0%から、令和 5 年には 10.5%へと上昇していますが、県内平均の 13.2%を下回ります。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(各年4月1日現在)。

4. これまでの主な取り組み

現行プランにおける計画期間における主な取り組みは次のとおりとなっています。

基本目標1 男女が共生する男女平等の意識づくり

1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

- ・職員研修の実施、人権の花運動での意識づけ、啓発活動を実施しました。
- ・特設人権相談所を開設しています。
- ・人権週間等の周知（防災無線・ホームページ掲載）を行っています。
- ・県開催の男女共同参画の研修会に男女共同参画地域推進員とともに参加し、情報収集を行い、広報紙やポスター等による周知や啓発を行っています。
- ・男女共同参画について、広報紙やポスター等による周知や啓発を行っています。

2. 教育の場における男女共同参画の推進

- ・道徳科の授業、特別活動の時間を中心とした全教育活動を通して、男女平等の視点に立った教育を推進しています。
- ・性に関する指導全体計画を作成し、保健指導の面からも、児童生徒の発達段階に応じた指導をしています。
- ・鹿児島県教育委員会作成の人権教育研修資料を活用して、各校で男女共同参画についての研修を実施しています。
- ・町内各小中学校の家庭教育学級において、人権・同和問題に関する研修会等を開催し、人権教育の推進を図っています。
- ・年に1回、町家庭教育学級合同研修会を開催し、人権・同和問題に関する理解を深める取り組みを行っています。

基本目標2 仕事と家庭の調和を実現できる環境づくり

1. 仕事と家庭の両立支援

- ・町内の子ども及びその家族、妊産婦を対象に児童福祉と母子保健の一体的に支援することを目的として「こども家庭センターりんく」を開設し（令和6年4月1日）、育児に関する悩みなど職員が対応しています。
- ・関係者間での情報共有・情報交換を行っています。
- ・男性職員に育児休業取得を勧めています。
- ・職員のワーク・ライフ・バランスのため、休暇取得を勧めています。

2. 働く場における男女共同参画の推進

- ・ポスター掲示や窓口でのチラシ配布を行い、周知啓発を行っています。
- ・商工会女性部会員から現状を聞き、情報共有を図っています。
- ・雇用に関する情報等をホームページに掲載しています。
- ・特定事業主行動計画の実施状況等を公表しています。
- ・職業能力向上のため、研修会等の案内を職員に提供しています。

3. 生涯を通じた男女の健康づくり

- ・ 妊娠期～産後の取り組みとして、妊産婦健康診査助成、マタニティ教室（現にじいろ家族）、産婦・新生児（乳児）訪問、乳幼児全戸訪問、養育支援訪問、産後ケア事業、出産・子育て応援交付金の給付を実施しています。
- ・ 子育て期の取り組みとして、産前産後サポート事業、乳幼児健康診査、個別相談、就学、就園支援を実施しています。また、学校等の依頼に応じて健康教育を実施しています。
- ・ 「食」による心身の健康増進支援に向け「おやこ食育教室」を町内の保育所、幼稚園、小中学校で実施しています。
- ・ 食生活改善推進員と連携した「健康づくり教室」を開催しています。
- ・ 各種がん検診、集団基本健診、骨粗しょう症、腹部超音波検診、C型・B型肝炎ウイルス検査、歯周病検診等を実施し、町民の健康保持増進に取り組んでいます。
- ・ 各種予防接種を推進し、健康保持を支援しています。
- ・ 健康増進、運動習慣の定着を目的としてよろーて会（運動教室）を実施しています。

4. とともに支え合う福祉環境づくり

- ・ 生活支援コーディネーターを中心に地域ごとの協議体を通じて、地域の高齢者の課題解決に向けた支援体制づくりを行っています。
- ・ 地域におけるサロン継続への支援を行い、介護保険制度や介護予防に関する知識や運動指導等の普及に努めています。
- ・ 障がい者の自立支援として、日中の活動の場としての就労継続支援事業所（作業所）の整備・促進や社会生活の面から孤独・孤立の解消を図り、地域（社会）との交流・見守りをしています。
- ・ 高齢者の親等と同居している障がい者の方が、親亡き後を見据え、地域生活支援拠点事業を行っています。
- ・ 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった分野が持つそれぞれの専門性を活用した重層的支援体制整備事業による支援を実施しています。

基本目標3 とともに担う地域づくり

1. 地域における男女共同参画の推進

- ・ 女性団体連絡会を年3回実施し、活動報告や情報共有を図っています。
- ・ 町交通安全協会・交通安全婦人部・防犯組合との連携による子ども見守り活動を実施しています。
- ・ 防災協力会及び中種子分遣所・町消防団との連携による防災活動の強化促進を図っています。
- ・ 食生活改善推進員と連携し「おやこ食育教室」や「健康づくり教室」等「食」を通じて、健康課題に取り組んでいます。
- ・ ボランティア活動（海岸清掃ボランティア）を支援しています。
- ・ 社会福祉協議会等と連携し、地域でのひとり暮らしの高齢者の見守り、声かけ活動を行っています。

2. 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進

- ・女性の社会進出に関するリーフレット等の配布やポスターの掲示を行い、啓発を行っています。

基本目標4 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり

1. 配偶者等からの暴力の根絶に向けた意識づくり

- ・広報紙にDV防止の記事を掲載し、意識啓発を行っています。
- ・人権教育に関する職員研修を充実させ、職員の資質向上と意識啓発を図っています。
- ・小中一貫教育の人権教育を通して、人権意識の向上に向けた教育を推進しています。
- ・情報モラル教育を通し、暴力のみにかかわらず、インターネットなどの情報化の急激な進展に伴い生じるSNSトラブルや法律の周知や啓発を推進しています。
- ・相談窓口の周知・広報を行っています。
- ・関係者間での密な情報交換を行っています。

2. 被害者の相談・支援体制の充実

- ・関係者での情報共有を図り、支援体制の充実を図っています。

5. 対応すべき課題

町を取り巻く状況を踏まえ、本町における男女共同参画に関する課題を整理すると次の点が挙げられます。

(1) さらなる男女共同参画の意識向上

- 依然として残る性別による固定的な役割分担意識の解消が必要です。
- 性的指向及び性自認等により困難を抱えている方への理解が必要です。

男女共同参画社会は、誰もが性別を問わず自らの意志により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるべき社会であるといえます。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や性差による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による制度や慣行が、様々な場面において、その人の能力や生き方の選択の幅を狭めている可能性があります。さらに、性的指向及び性自認等により困難を抱えている方への理解や配慮が十分とはいえない状況がみられます。

このため、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、啓発活動を積極的に展開する必要があります。

(2) 女性の活躍促進とワーク・ライフ・バランスの実現

- 職場での男女平等と誰もが働きやすい環境づくりが必要となっています。
- 女性の就労継続には、行政における子育て支援サービス等の充実に加え、家庭内における分担と協力の重要性を啓発していくことが重要です。

労働は、生活する上で経済的な基盤を形成するために重要なことであるとともに、個人の能力を生かす場でもあります。

本町においても多くの女性が社会で重要な役割を担い、活躍していますが、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性も増しています。

また、地域経済の持続的な発展という観点から、少子高齢化・人口減少が見込まれる状況においては、これまで以上に、誰もが、その個性や能力を存分に発揮できる環境を整備していく必要があります。

本町における年齢5歳階級別の女性労働力率は全国に比べて高いものの、20代後半から30代の結婚・出産・子育て期に労働力率がいったん低下する「M字カーブ傾向」が緩やかにみられます。このことから、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するなどの状況がうかがえます。

そのため、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及、育児・介護休業法の改正を踏まえた男性の家事・育児等への参画など、家庭や働く場における男女共同参画を推進する必要があります。

（３）男女共同参画を阻害する暴力の根絶

○配偶者等からの暴力は女性で被害を受ける人が多く、相談件数は全国・県内で増加傾向にあります。

配偶者やパートナー、恋人などの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪ともなる行為です。

配偶者等からの暴力は、女性の人権を軽視する社会構造や経済力の弱さ等から女性が被害者であることがほとんどであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき大きな課題です。

このため、暴力を許さない社会意識の醸成や、配偶者等からの暴力防止のための意識啓発、相談窓口の周知や被害者支援体制を充実させる必要があります。

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等あらゆる場面において、誰もが個性と能力を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

このため、誰もが人権が尊重され、一人ひとりが自分らしい生き方を選択し、互いに認め合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念

誰もが個性と能力を発揮できるまち

2. 基本目標

基本理念を具体化するため、3つの「基本目標」を設定します。

基本目標1 誰もがお互いを認め合う地域づくり

性別による機会の制限がなく、あらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画に関する意識啓発や広報活動を推進します。また、教育の場面で人権意識や男女平等意識を育むための多様な取り組みを推進します。

基本目標2 誰もが活躍できる地域づくり

行政の各種審議会・委員会をはじめ、地域団体の長や役員、職場の管理職など、政策や方針決定過程への女性の参画を一層推進します。

また、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及など、家庭や働く場における男女共同参画を推進します。

さらに、地域活動をはじめ、防災体制づくりに男女共同参画の視点を取り入れ、誰もがあらゆる分野に参画し、活動できる地域づくりを進めます。

基本目標3

誰もがいきいきと暮らせる地域づくり

配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき大きな課題であることから、暴力を許さない社会意識の醸成や、配偶者等からの暴力防止のための意識啓発、相談窓口の周知や被害者支援体制を充実させ、暴力の根絶を目指します。また、性差に配慮し、生涯を通じた身体・こころの健康づくりへの支援を図ります。さらに、誰もが、いきいきと暮らすための条件として、高齢者や障がい者への支援、総合的な福祉サービスの充実による介護等への男女共同参画の促進を図ります。

3. 施策体系

基本目標	基本施策	施策の方向
基本目標1 誰もがお互いを認め合う地域づくり	1-1 人権尊重と男女共同参画の意識づくりの推進	(1) 人権尊重の意識づくり
		(2) 男女共同参画の意識啓発
	1-2 学びの場における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
		(2) 多様な社会教育機会の充実
基本目標2 誰もが活躍できる地域づくり	2-1 女性が活躍できる基盤づくりの推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
		(2) 女性の人材育成支援
	2-2 働く場における男女共同参画の促進	(1) 雇用の機会均等と待遇の確保の促進
		(2) 働き続けやすい職場づくりの促進
	2-3 ワーク・ライフ・バランス実現の促進	(1) 仕事と子育て・介護の両立への支援
		(2) 男性の家事・育児等への参画促進
	2-4 地域社会における男女共同参画の促進	(1) 地域活動等における男女共同参画の促進
		(2) 防災分野における男女共同参画の推進
基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる地域づくり	3-1 あらゆる暴力を根絶する地域づくりの推進	(1) 暴力を許さない意識づくり
		(2) 安心できる相談・支援体制づくり
	3-2 生涯を通じた健康づくりの支援	(1) 世代に応じた健康づくりの支援
		(2) 母子保健の充実
	3-3 誰もが安心できる地域づくりの推進	(1) 地域福祉の推進と生活支援の充実
		(2) ボランティア活動の支援
		(3) 誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

※基本目標2の2-1、2-2、2-3は女性活躍市町村推進計画、基本目標3の3-1は配偶者暴力防止市町村基本計画として位置づけます。

第4章 施策の展開

基本目標1 誰もがお互いを認め合う地域づくり

1-1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくりの推進

関連するSDGs



現状と課題

- 人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本的な考え方です。
- 本町では、人権の尊重と男女の平等について、これまでに広報紙等による啓発や周知、学校教育等における人権教育を通じ、男女平等意識の啓発を進めてきました。
- 男女共同参画基本法の理念の1つである「社会における制度又は慣行についての配慮」は、このような現状を踏まえ、社会のあらゆる制度や慣行を対象に、男女共同参画の視点を反映させていくという考えが背景にあります。
- LGBTQなどの当事者は、SOGI（性的指向及び性自認）を理由とする差別や偏見等の周囲の無理解によって生きづらさを抱えています。性の多様性について効果的な啓発を検討し、性のあり方が尊重されるよう意識の醸成を図る必要があります。

施策の方向

（1）人権尊重の意識づくり

性別や年齢、国籍や障がいの有無などを超えて、住民一人ひとりがお互いを認め合うノーマライゼーションの理念の普及など、男女共同参画社会形成に向けての根底をなす人権教育・啓発を進めます。

また、すべての人が人権に関する基本的な知識や考え方を習得できるとともに、人権を感覚として身につけるための講座の計画的な実施や、人権教育・啓発を推進する指導者の育成等に努めます。

さらに、LGBTQ（性的マイノリティ）の人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行い、SOGI（性的指向及び性自認）についての理解の促進を図ります。

主な施策・事業
・ 人権に関する広報・啓発活動の充実 ・ 人権週間における啓発活動の実施 ・ 特設人権相談所の開設 ・ 人権課題についての研修機会の充実 ・ S O G I（性的指向及び性自認）についての理解促進

（２）男女共同参画の意識啓発

住民や行政職員が男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、身近なところから男女平等を阻害している慣行等を見直すことができるよう、様々な媒体や機会を活用して広報啓発活動を進めます。

また、「男性だから」、「女性だから」という固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるように、意識啓発や各種情報の提供等を行います。

主な施策・事業
・ 固定的な性別による役割分担の解消に向けた意識啓発 ・ 男女共同参画に関する講座等の開催 ・ 男女共同参画に関する情報の収集と提供 ・ 男女共同参画地域推進員の活動支援

1-2. 学びの場における男女共同参画の推進

関連するSDGs



現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、誰もが個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がありますが、その基礎となるのが教育です。
- 乳幼児期、学童期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であるため、保育園、学校等における保育や教育は男女共同参画社会の形成に重要な役割を担っています。
- 人権尊重や男女平等についての意識を育み、次代を担う子どもたちが、性別に関わりなくのびのびと、個性を発揮できるような保育や教育を推進していくことが必要です。
- 本町では、町内各小中学校の家庭教育学級において、人権・同和問題に関する研修会等を開催し、人権教育の推進を図っています。また、年1回、町家庭教育学級合同研修会を開催し、人権・同和問題に関する理解を深める取り組みを行っています。
- また、道徳科の授業、特別活動の時間を中心とした教育活動を通して、男女平等の視点に立った教育を推進しています。また、性に関する指導全体計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行っています。さらに、鹿児島県教育委員会作成の人権教育研修資料を活用して、各校で男女共同参画についての研修を実施しています。
- 家庭や家事・育児・介護等に関する男女平等意識について学ぶ機会を確保し、大人から意識を変えとともに、子ども一人ひとりが、その子らしい多様な生き方を選択できるように、子どもの育ちを見守り、支援していくことが大切です。

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女平等の視点に立って次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮して育つよう、教育の場において、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進する取り組みを進めます。

また、多様な性の問題についての理解について学習機会の確保、講演会等の実施など取り組みを進めます。

主な施策・事業
・人権教育の推進 ・男女共同参画意識を育む学校教育の推進 ・次代の親の育成 ・男女平等教育の推進 ・児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育の推進

(2) 多様な社会教育機会の充実

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場面における男女共同参画についての理解を促進するため、鹿児島県男女共同参画センターと連携した講演会や講座などを行い、学校教育以外の場における教育・学習機会の充実に努めます。

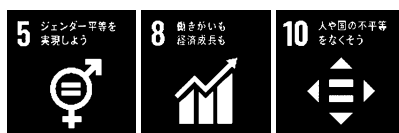
また、学習機会の確保の一環として、中央公民館図書室に男女共同参画に関連した書籍を紹介するコーナーを設け、男女共同参画週間にあわせ、男女共同参画関連図書をおすすめ本として紹介します。

主な施策・事業
・男女共同参画に関する学習機会の提供 ・男女共同参画関連図書コーナーの設置と周知

基本目標２ 誰もが活躍できる地域づくり

2-1. 女性が活躍できる基盤づくりの推進

関連するSDGs



現状と課題

- 政治・経済をはじめとした社会のあらゆる分野において、女性の参画を推進するとともに、誰もが互いに支え合い、責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現が求められています。
- 本町においては、既に女性が代表や役員となって活躍している組織や事業所等がありますが、今後、方針決定過程への女性の参画が一層進むよう取り組んでいく必要があります。
- 誰もが社会の対等な構成員として、行政における政策の立案・決定の場へと積極的に参画していくことにより、住民一人ひとりが持つ多様な考え方が社会へと反映されていくことが期待できますが、現状では、審議会等における女性委員の割合は低く、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として少ない状況にあります。
- 町行政においては、男女共同参画社会の実現に向けて、民間事業所等の模範となるような職場づくりが求められているという側面にも配慮する必要があります。
- 本町では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性職員の採用や幹部職員への登用に向け、女性職員の職業生活における課題への対応を進めています。
- こうした現状を踏まえ、町行政をはじめ様々な分野で、女性の活躍の場を広げていく施策の充実が求められます。

施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

町行政における審議会等委員への女性の参画を促進するため、町行政に関心を持つよう啓発を進めるとともに、町行政のあらゆる場面や審議会などへの女性の積極的な登用に努めます。

また、特定事業主行動計画に基づき、町の管理職への女性職員の登用を推進します。

主な施策・事業
・ 審議会等への女性委員の積極的な登用の推進 ・ 広報紙等による町行政への関心の喚起 ・ 町の女性職員の管理職への積極的登用

（２）女性の人材育成支援

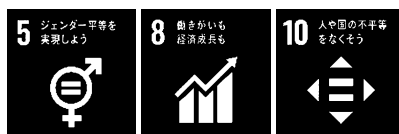
商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供などの取り組みを図ります。

庁内では、性別に関わりなく、個人の能力と適性に応じた職員配置を行います。また、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを推進します。

主な施策・事業
・ 経営・運営方針決定の過程への女性の参画の促進 ・ 商工会など各種団体や事業所等への理解と協力の働きかけ ・ 職業能力開発の支援 ・ 女性の農業従事者の人材育成 ・ 町の女性職員のキャリアアップ支援 ・ 性別にかかわらない人事配置の推進

2—2. 働く場における男女共同参画の促進

関連するSDGs



現状と課題

- 働くことは生活する上で経済的な基盤を形成するために重要なことであるとともに、個人の能力を生かす場でもあります。働きたい人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持っています。
- 本町における年齢5歳階級別の女性労働力率は全国に比べて高いものの、30代の結婚・出産・子育て期に労働力率がいったん低下する「M字カーブ傾向」がみられます。このことから、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するなど女性の就業継続に課題があると推測されます。
- そのため、雇用や就業における男女の均等な機会と待遇の確保や、女性の就業継続などに対する支援に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

(1) 雇用の機会均等と待遇の確保の促進

生活様式に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事の内容に応じた公正な処遇や労働条件が確保されるように、男女共同参画の視点から働く場の環境を整えていくよう努めます。

また、ハローワーク等関係機関と連携して、女性の就労支援に努めます。

主な施策・事業

- ・男女雇用機会均等法、育児介護休業法等労働関連法等知識の啓発
- ・女性の就労支援

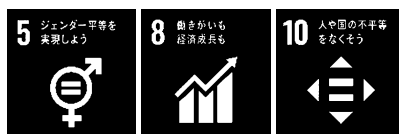
(2) 働き続けやすい職場づくりの促進

労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に働きかけるとともに、企業における先進的取り組み事例の紹介、男女平等の視点に立った就労意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを促進します。

主な施策・事業
・ 企業に対する男女共同参画に関する啓発 ・ 企業における男女共同参画に関する取り組みの促進

2-3. ワーク・ライフ・バランス実現の促進

関連するSDGs



現状と課題

- 少子高齢化や雇用環境の変化が進行する中、男性中心型労働慣行の見直し、仕事と家庭生活の調和を実現することは、女性の再雇用問題の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上でも不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものです。
- 本町では、保護者が仕事をしながら安心して子育て期間を過ごすことができるよう、幼児教育・保育サービスの充実をはじめ、放課後児童クラブなど放課後児童対策など、子育てと仕事の両立に向けた支援を進めています。
- 庁内においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男性職員に育児休業取得や休暇取得を勧めています。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティアや地域活動などに一層参加しやすくなるとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上でも重要であることから、誰もがともに働きながら、家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参加できるよう、働き方改革を促進していく必要があります。

施策の方向

（１）仕事と子育て・介護の両立への支援

誰もが働きながら家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参画できるよう、地域での子育て支援サービスを充実し、事業所などに働き方の見直しをはじめ、育児休業、介護休業などの各種制度の利用促進を働きかけます。

主な施策・事業
・ 多様な保育サービスの充実 ・ 地域の子育て環境の整備と支援体制の充実 ・ 放課後児童対策の充実 ・ 家族介護の支援 ・ 育児・介護休業制度などの啓発

（２）男性の家事・育児等への参画促進

男性の家事・育児等の家庭生活への一層の参画を促進するため、啓発活動の充実を図るとともに、男性も参画しやすい家事・育児等についての学習機会を提供します。

主な施策・事業
・ 男性の家事・育児参画への意識高揚 ・ 子育てに関する催し等の実施

2-4. 地域社会における男女共同参画の促進

関連するSDGs



現状と課題

- 少子高齢化や過疎化、核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化など社会的環境の変化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。
- 本町においては、自治会を中心に地域での様々なコミュニティ活動が展開されています。しかし、組織の長をはじめ、役員における女性の割合が低い傾向にあり、組織の意思決定に女性の意向が十分に反映されているとはいえない状況にあります。
- 住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。
- 地域社会の一員として、女性の視点やニーズをより一層反映させていくためには、幅広い分野での女性の参画を促進していく必要があります。
- 高齢者など災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者への対策、自主防災組織の活動支援など行政・自主防災組織等の関係機関が一体となって防災体制の強化を図るなど、住民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 災害発生時の避難所においては、プライバシーや衛生問題などのほか、避難場所運営に女性が十分に参画できていないために、物資や環境の改善が進まなかったという運営面に関わることが指摘されています。
- 今後も、男女共同参画の視点に立った防災対策を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 地域活動等における男女共同参画の促進

誰もが主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、地域や様々な分野で活躍する女性を発掘するとともに、女性のリーダーなど人材の育成を支援します。

また、自治会など地域で活動する各種団体において、方針決定の場への女性の参画が進むよう啓発を行います。

主な施策・事業
・ 女性団体への活動支援 ・ 自治会等における女性役員の登用促進 ・ 男女共同参画地域推進員の活動支援

（２）防災分野における男女共同参画の推進

地域における住民一人ひとりの人権を尊重して安全と安心を確保するため、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

主な施策・事業
・ 防災会議への女性委員の登用など防災面における男女共同参画の推進 ・ 女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定支援 ・ 女性に配慮した備蓄品の確保

基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる地域づくり

3-1. あらゆる暴力を根絶する地域づくりの推進

関連するSDGs



現状と課題

- 人権の尊重は生命の尊重でもあり、あらゆる暴力等の根絶も大きな課題です。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、主に女性に対する暴力等が社会問題化しています。近年では、DVは配偶者間だけでなく、高校生や大学生など若年者の恋人間でも発生しており、若い恋人間で起きるDVは「デートDV」と呼ばれています。
- こうした配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、これらの暴力の根絶に向けて取り組むとともに、ひとりでも多くの被害者が適切な相談先につながり、適切な情報提供及び支援が受けられるよう、様々な手段を使って相談先の周知を徹底することが必要となります。
- また、被害者が加害者のもとから離れ、避難した場合に、避難先が加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底することが求められています。
- さらに、被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活をはじめするためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、ひとり親家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施策や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

施策の方向

（1）暴力を許さない意識づくり

DVなどの暴力をなくすため、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努め、人権侵害を防止するための意識啓発を図ります。

暴力の発生を防ぐには、若い頃から性別にかかわらずお互いを尊重し、暴力で相手をコントロールすることは許されないという意識を醸成することが重要です。

そのため、学校教育や広報等を通じて、若年者向けに意識啓発を図るとともに、福祉、学校関係者等に対するDVに関する理解を深めることで暴力の防止を図ります。

主な施策・事業
・男女間の暴力の根絶を目指した広報・啓発活動 ・男女間の暴力を防ぐための学習機会の充実 ・情報モラル教育の推進 ・あらゆるハラスメント防止対策の推進 ・ストーカー被害の防止 ・防犯体制の充実

(2) 安心できる相談・支援体制づくり

暴力を受けたDV被害者が安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。また、被害者に関する個人情報保護の徹底に努めます。

また、県の配偶者暴力相談支援センター、警察など関係機関との連携強化のもと、DV被害者の事情に配慮し、生活を再建するための制度の活用や弾力的な運用に努めます。

さらに、被害者の心のケアや、同伴する子どもの安全と養育支援について、要保護児童等対策地域協議会などの関係機関と連携を図り、継続した相談及び情報提供を行います。

主な施策・事業
・相談窓口の周知 ・相談窓口体制の充実 ・DVに関する通報の重要性についての周知 ・被害者に関する個人情報保護の徹底 ・関係機関との連携強化による被害者支援の充実 ・要保護児童等対策地域協議会の機能強化

3-2. 生涯を通じた健康づくりの支援

関連するSDGs



現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、まずはお互いを尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分に理解することが大切です。
- 近年、女性の人権を尊重し、女性が自らの体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という考え方が重要な権利の1つとして認識されるようになりました。
- 人生100年時代（女性の半数が90歳まで生存）を迎え、誰もが健康に暮らしていくためには、性や妊娠・出産などに関する理解はもちろんのこと、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する情報を入手し、適切な保健・医療サービスを利用できる環境を整備することが必要です。
- 特に女性は各ライフステージを通して、男性とは異なる身体上的変化に直面するため、性差に配慮した健康の維持・増進のための取り組みを推進する必要があります。
- 本町では、住民の健康づくりと様々な疾病予防対策を推進しているところですが、今後も引き続き、誰もが健康づくりに取り組めるよう、より一層支援していくことが重要です。
- また、母子保健については、妊娠期から産後の取り組みとして、妊産婦健康診査助成、マタニティ教室（現にじいろ家族）、産婦・新生児（乳児）訪問、乳幼児全戸訪問、養育支援訪問、産後ケア事業、出産・子育て応援交付金の給付を実施しています。さらに、子育て期の取り組みとして、産前産後サポート事業、乳幼児健康診査、個別相談、就学、就園支援を実施し、学校等の依頼に応じて健康教育を実施しています。
- 今後も、子どもと母親へのきめ細やかな母子保健事業の充実とともに、気軽に相談ができる体制の充実や子育てに関する情報発信の充実を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

施策の方向

(1) 世代に応じた健康づくりの支援

健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるとともに、誰もが生涯を通じ、性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。

また、「おやこ食育教室」、「健康づくり教室」を継続するとともに、内容の充実を図っていきます。

主な施策・事業
・食育の推進 ・食生活改善推進員と連携した健康づくりの推進 ・ライフステージに応じた健康づくりの推進 ・各種健康診査等の推進 ・こころの健康づくりの支援 ・性感染症に関する啓発の充実 ・スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

(2) 母子保健の充実

妊娠や出産、育児に関しての適切な健康の保持増進ができるよう、途切れのない支援など総合的な対策を推進します。

主な施策・事業
・子どもと母親へのきめ細やかな母子保健事業の充実 ・気軽に相談ができる体制の充実 ・子育てに関する情報発信の充実

3-3. 誰もが安心できる地域づくりの推進

関連するSDGs



現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者が増加し、家族介護力の低下などにより、高齢者とその家族等の保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まると考えられます。
- 本町の高齢化率は39.4%（令和2年国勢調査）となっており、全国（28.6%）や鹿児島県（32.5%）を大きく上回っています。
- 寝たきりや介護状態にならないための介護予防等の施策を一層推進するとともに、高齢者が地域の中でいきいきと充実した生活を送れるよう、地域での交流への参加を促進する必要があります。
- 障がい者については、本人や家族の高齢化が進む中、その自立に対する支援が課題となっており、地域での支援体制を充実していく必要があります。
- 本町においては、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった分野が持つそれぞれの専門性を活用した重層的支援体制整備事業による支援を実施しています。
- 核家族化や地域における人間関係の希薄化など、家族や地域のつながりが弱まりつつある中で、様々な困難に直面している人への支援が必要であり、ひとり親家庭や障がい者、生活困窮者など、特にそのような人たちが女性である場合、さらに複合的に困難な状態におかれやすいことから、重層的支援体制整備事業による支援が必要になります。

施策の方向

（1）地域福祉の推進と生活支援の充実

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や障がい者などの支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努めます。

主な施策・事業
・ 重層的支援体制整備事業による包括的支援の実施 ・ 地域ごとの協議体を通じた地域課題の解決に向けた支援体制づくり ・ 高齢者の生活支援 ・ 障がい者福祉サービスの提供 ・ ひとり親家庭の自立支援 ・ 困難を抱える人への支援 ・ 地域食堂の運営支援

(2) ボランティア活動の支援

子育て支援や健康づくり、ひとり暮らし高齢者の見守りなど、地域の様々な課題の解決に向けて、性別や年齢等により役割が制限されることなく活動が実施されるボランティア活動への支援を進めます。

主な施策・事業
・ ボランティア活動への参画促進・活動支援 ・ 社会福祉協議会との連携

(3) 誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

年齢・障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活できるよう、ユニバーサルデザインの推進などとともに、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由に困難や課題に直面しやすい人への理解・配慮など心のバリアフリーを進め、誰もが暮らしやすい地域づくりに努めます。

主な施策・事業
・ ユニバーサルデザインの推進 ・ 多様性を尊重する環境づくり

第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内推進体制の充実

本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、担当課を中心に関係各課との連携や調整を行うなど、庁内推進体制の強化を図ります。

また、全職員が男女共同参画の視点に立って施策の策定や執務に取り組めるように、男女共同参画に対する理解と認識を深めるための計画的な啓発や研修を実施します。

2. 国・県等との連携の推進

本計画に掲げる施策や事業の中には、町が主体的に取り組んでいくもののほか、制度や法律など国や県の施策の取り組みによるものもあります。国や県との連携を強化し、必要に応じて協力等を要請します。

また、DV被害者の一時保護など、警察、県や近隣自治体などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、県や近隣自治体などとの協力関係を強化します。

3. 住民、事業者などとの協働による推進

本町における男女共同参画社会づくりを実現するためには、町行政と住民、事業者などが連携を強化し、協働することが必要です。そのため、本計画について町は普及を図りつつ、住民、事業者と一体となって男女共同参画社会づくりを進めていきます。

4. 計画の進捗管理

本町を取り巻く社会経済情勢の変化、制度改正などに適切に対応し、本計画の実効性の確保を図るため、目標指標の設定による達成度の把握や定期的に計画の進捗状況を把握・検証し、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

資料編

1. 中種子町男女共同参画プラン策定委員会

(1) 中種子町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

中種子町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中種子町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定にあたり、男女共同参画について広く意見や提言を聴取し、プランに反映させるため、中種子町男女共同参画プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について意見や提言を行う。

- (1) プランの策定に係る基本的な事項に関すること。
- (2) その他プランの策定に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて町長が招集する。

2 策定委員会には、必要と認める者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

(敬称略)

	役 職	氏 名	備 考
1	種子屋久農業協同組合 常務	鎌田 昭一	
2	種子屋久農業協同組合 女性部長	里 信子	副委員長
3	中種子町社会福祉協議会 会長	森山 辰郎	
4	中種子町商工会 会長	村尾 弘行	
5	中種子町商工会 女性部長	居川 あさみ	
6	自治公民館連絡協議会 会長	笹川 正	委員長
7	自治公民館連絡協議会 女性部長	濱脇 久仁子	
8	教育委員代表	松下 佳代	
9	中種子町校長会 会長	奈良 博一	

2. 用語解説

あ 行	
アンコンシャス・バイアス	無意識のうちに形成されている偏見や思い込みのこと。
か 行	
固定的な役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ 行	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／Sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／Gender）といいます。
人権週間	法務省の人権擁護機関では、12月4日から12月10日を「人権週間」と定め、昭和24年から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して実施しています。
ストーカー	恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことへの怨恨の感情から、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。
た 行	
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に公布・施行されました。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めています。
男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、平成13年度より毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力のもと、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。
地域食堂	子どもやその保護者、地域住民に対して無料又は低価格で食事を提供し、みんなで食事をすることで地域のつながりを強くすることを目的とした取り組み。
デートDV	配偶者やパートナーからの身体的・心理的暴力等ではなく、主として若年層における交際相手からの暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力など様々な形での暴力があります。

は 行	
パブリックコメント	行政機関が計画を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組みのこと。
ハラスメント	他者に対する「嫌がらせ」のこと。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行う「パワー・ハラスメント」や性的な嫌がらせを行う「セクシュアル・ハラスメント」、妊娠、出産、育児に関する女性への嫌がらせである「マタニティ・ハラスメント」など、様々な種類のハラスメントがあります。ハラスメントは行う側の意識の有無に関係がないため、本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当します。
バリアフリー	子ども、高齢者、障がいのある人などが社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと。段差などの物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁などの除去を含みます。
や 行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、年齢・性別といった差異、障がい、能力の如何を問わずに利用することができる、誰もが使いやすい施設・製品・情報の設計（デザイン）。
ら 行	
ライフステージ	幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期など人の一生をいくつかに分けて考えたそれぞれの段階のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
わ 行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もが人生の各段階において、個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
A B C	
DV（ディー・ブイ）	Domestic Violence の略称。ドメスティック・バイオレンス。親密な関係にあるパートナーからの身体的、精神的、性的、経済的な暴力のこと。
L G B T Q（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）	Lはレズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、Gはゲイ（Gay：男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、Tはトランスジェンダー（Transgender：身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ人）、Qはクエスチョニング又はクィア（Questioning 又は Queer：性的指向や性自認が定まっていない人）

	の頭文字をとって組み合わせた言葉であり、多様な性を表す言葉の1つとして使われています。
M（エム）字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。
P D C A（ピー・ディー・シー・エー）	施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：改善に向けた行動）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど事業の改善につなげる仕組みのこと。
S N S（エス・エヌ・エス）	Social Networking Service の略。Facebook やツイッター、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称。
S O G I	性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった総称。ソジ、ソギとも呼称されています。
S D G s（エス・ディー・ジーズ）	Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までの長期的な開発の指針として採択された国際社会共通の「持続可能な開発目標」です。

中種子町男女共同参画プラン

【令和7年度～令和16年度】

発 行 中種子町

発行年月 令和7年3月

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5186 番地

電話 0997-27-1111 F A X 0997-27-3591